

澳門（マカオ）行政手続法（1994年）(1)

上 杉 信 敬

目 次

1. はじめに—行政手続法の内容の概要
2. 行政手続法条文
 - (1) 前 文
 - (2) 第1部分 一般原則
 - (3) 第2部分 主体

1. はじめに—手続法の内容の概要

澳門（マカオ）は1999年12月20日、ポルトガルの植民地であったものが、中国に返還される。その後は香港と同様に「一国二制度」の方法が適用され、「澳門（マカオ）基本法」の下に、それと抵触せずか、新たに改訂されない限り、旧ポルトガル領での法律、法規が継続して用いられる¹⁾。そうした下でマカオは1994年制定の「行政手続法典」を有する。現在、大陸中国では行政手続法典は立法計画に入っており検討中であるが、いまだ存在していない。こうした状況で共通の法制度に行政手続法がはじめて組込まれることの影響は興味深いものがある。カジノで有名で広さは東京都の新宿区ほどの人口43万人程の都市の法制と12億人の大陸では前者の比重はあまりにも軽いような印象をもつことは否定できないにしても、福建省の行政

1) 黄漢強, 吳志良編『澳門法律』(1996年)17頁以下。澳門基本法については, 焦洪昌「澳門特別行政区基本法若干問題研究」政法論壇1999年第1期96頁もある。

手続条例、さらには台湾の行政手続法草案の作成などと並んで、無視できぬ参考資料を提供しているものとする²⁾。ここに訳出して関心を有する方々の参考資料とするものである²⁾。

澳門（マカオ）行政手続法典は1994年7月4日に制定、1995年3月5日から施行された、全167条の法典である。それは本国、ポルトガルの行政手続法典を手本とし、それを1部省略してできたと言う。ポルトガル行政手続法典は1991年11月15日に制定、1996年1月31日に改正して、現在189条のものである³⁾。1996年の改正はいかなるものか、変更点はどこかについては不明であるが、1996年法の中国語訳やそれについての若干のコメントによれば以下のような内容である。

まず条文数189条というものは、旧ユーゴスラビアの297条のもの、ポーランドの1961年法で196条のものについて世界で3番目の長さである。次にそれは4つの部分からなる。第1は、一般原則。行政手続の定義、適用範囲、10項目の手続に関する基本原則（合法原則、公益と市民の権利利益保護の両方考慮原則、平等及び適切（比例、均衡）原則、公正及び無私原則、行政当局と私人の協力原則、参加原則、決定作成原則、非官僚化及び効率化原則、無償原則、司法機関への提訴原則）、である。第2は、行政手続主体。行政手続主体には行政機関と利害関係人が含まれる。そして行政機関の定義、権限・管轄権の確定や権限の衝突の解決、授権や代理制度、合議機関の組織や決議、利害関係人の資格やその手続への参加の規定。第3は、行政手続で、資料権、通知や期間、手続の進行に関して、開始、臨時措置、

2) 澳門行政手続法典の条文については、応松年編『外国行政程序法滙編』1999年575頁以下。なお台湾行政手続法草案については応前掲書671頁以下。福建省行政手続条例については拙稿「中華人民共和国における行政手続の立法化」東亜経済研究第54巻第4号。

3) 本来なら1991年ポルトガル行政手続法典の内容をおさえ、1996年の改訂、さらに1994年のアモイ行政手続法との差異や相互の関係などを検討すべきであるが、1994年マカオ行政手続法は1991年ポルトガル行政手続法に対応し、それに近いか同一と思えるが、1991年法については参照できなかつたし、1996年法についても中国語訳を参照したのみであるという限界の下で検討せざるを得ないことになっていることを御了解いただきたい。

予審，意見聴取，聴聞手続，決定等の規定。第4は，行政活動。規則，行政行為及び契約に関する規定である。行政行為については行政行為の有効，不完全有効，廃止，行政行為の方式と理由説明，行政行為の執行，異議声明及び不服申立て等の規定が含まれる⁴⁾。

ポルトガル行政手続法の特色として，規模が大きく，内容が豊富で，行政手続法の一般原則を規定しており，実体規定と手続規定を併記する西ドイツ型である，ということが挙げられる。次に手続規定は一般規定と特別規定に分けられ，前者は法典第3部分に，後者は第4部分に規定されている。

1994年澳門（マカオ）行政手続法の内容，特色について見ると，ポルトガル行政手続法を手本としている。両者はまったく同一のものではないが大枠はほぼ同じであり，澳門（マカオ）のものはポルトガル行政手続法を若干削減・修正している。（1991年ポルトガル法は参照できなかった。1996年ポルトガル法よりは澳門法は22ヶ条少ない。）内容はほとんどが一致している。例えば行政手続の定義として「公行政当局の意思を形成し表示するために，もしくは当該意思を執行するために行う一連の順序だった行為，及び手続を指す」として同一である。主な相違点を挙げると，(1)異議声明の審査，決定はポルトガル法30日（§165）が澳門（マカオ）法15日（§144）に短縮，(2)ポルトガル法は「黙示の承認」（§108）があるが澳門（マカオ）法はない，(3)行政手続の当事者の範囲は澳門（マカオ）法の方が若干狭い，(4)行政規則制定において，ポルトガル法は聴聞手続を経て利害関係人の意

4) 1996年ポルトガル行政手続法典の条文については応松年前掲書473頁以下に中国語訳（朱林訳）が掲載されている。その内容の概要，特徴，澳門行政手続法との関係については応松年編『比較行政程序法』1999年，9．25～26頁に簡単にまとめられている。朱林「葡萄牙『行政程序法典』評介」行政法研究1996年第3期もある，が今回は参照できなかった。

旧ユーゴの行政手続法，1961年ポーランド行政手続法については，C・H・Ule, *Verwaltungsverfahrensgesetze des Auslandes*, 1967, ss.214～, ss.508～ポーランド行政手続法の条文は，中村弥三次訳編『行政手続法資料』1972年，147頁以下，その制定の背景については拙稿「資料，東ヨーロッパの行政手続法(3) - ポーランド -」山口大学教養部紀要第29巻，1995年，を参照。

見を聴取しかつ審議すべしとする (§114~119), アメリカ行政手続法の影響があるというが澳門 (マカオ) 法にはない, 等不十分な点が見てとれる。さらに中国語訳の表現を見ると同じ意味が異なった用語で表わされているものもある (例えば「~の」の語がポルトガル法の中国訳「的」, 澳門 (マカオ) 法「之」, 「~である」がポルトガル法の中国語訳「是」, 澳門 (マカオ) 法「系」のごとし)⁵⁾。(なおポルトガル法と澳門 (マカオ) 法の構成の比較と条文のくい違いについては別表1, 2において表しておく)

5) 応松年編『比較行政程序法』26頁~。なお1994年澳門 (マカオ) 法と1996年ポルトガル法の関係で, 同一の標題の下で同文のものが多いが, 中には条項の構成が違ったり, 同一の条項であっても条文 (文章) がかなり異なるものも存在する。

比較対照表 1

澳門（マカオ）行政手続法（1994年） （前文）	ポルトガル行政手続法（1996年） （ナシ）
第1部分 一般原則	第1部分 一般原則
第1章 導入規定（§1～2）	第1章 一般規定（§1～2）
第2章 一般原則（§3～12）	第2章 一般原則（§3～12）
第2部分 主体	第2部分 主体
第1章 行政機関	第1章 行政機関
第1節 一般的規定（§13）	第1節 一般規定（§13）
第2節 合議機関（§14～28）	第2節 合議機関（§14～28）
第3節 権限（§29～34）	第3節 権限（§29～34）
第4節 授権及び代任（§35～41）	第4節 授権及び代行（§35～41）
第5節 管轄権、職責及び権限の衝突 （§42～43）	第5節 管轄権、職権及び権限の衝突 （§42～43）
第6節 公正無私の保障（§44～51）	第6節 不偏不倚の保障（§44～51）
第2章 利害関係人（§52～53）	第2章 利害関係人（§52～53）
第3部分 行政手続	第3部分 行政手続
第1章 一般原則（§54～59）	第1章 一般原則（§54～60）
第2章 資料権（§60～64）	第2章 資料権（§61～65）
第3章 通知（§65～69）	第3章 通知及び期間
第4章 期間及び延期（§70～72）	第1節 通知（§66～70）
第5章 手続の進行	第2節 期間（§71～73）
第1節 開始（§73～79）	第4章 手続の進行
第2節 臨時措置（§80～81）	第1節 開始（§74～83）
第3節 予審	第2節 臨時措置（§84～85）
第1分節 一般規定（§82～86）	第3節 調査
第2分節 意見書（§87～88）	第1分節 一般規定（§86～93）
第3分節 対利害関係人の聴聞 （§89～93）	第2分節 検査及びその他措置の 進行（§94～97）
第4分節 決定及其他消滅原因 （§94～98）	第3分節 意見書（§98～99）
第4部分 行政活動	第4分節 利害関係人に対する聴 聞（§100～105）
第1章 規則（§99～101）	第4節 決定及びその他消滅原因 （§106～113）
第2章 行政行為	第4部分 行政活動
第1節 行政行為の有効（§102～108）	

第2節 行政行為の効力 (§109~113)
 第3節 行政行為の不完全有効 (§114~118)
 第4節 行政行為の廃止 (§119~127)
 第5節 行政行為の執行 (§128~136)
 第3章 異議声明及び審査請求
 第1節 一般規定 (§137~139)
 第2節 異議声明 (§140~144)
 第3節 不服申立て (§145~154)
 第4節 不真正不服申立て及び監督審査請求 (§155~156)
 第4章 行政契約 (§157~167)

第1章 規則 (§114~119)
 第2章 行政行為
 第1節 行政行為の有効 (§120~126)
 第2節 行政行為の効力 (§127~132)
 第3節 行政行為の有効性 (§133~137)
 第4節 行政行為の廃止 (§138~148)
 第5節 行政行為の執行 (§149~157)
 第6節 異議声明及び審査請求
 第1分節 一般規定 (§158~160)
 第2分節 異議声明 (§161~165)
 第3分節 不服申立て (§166~175)
 第4分節 同級でない関係の審査請求及び監督審査請求 (§176~177)
 第4章 行政契約 (§178~189)

比較対照表 2

澳門 (マカオ) 行政手続法 (1994年)

ポルトガル行政手続法 (1996年)

1. 前文		ナシ
2. ナシ	(1条のずれ)	§59 利害関係人の聴聞
3. 第3章 通知		第3章 通知及び期間
4. 第4章 期間及び延期 (§70~)		第2節 期間 (§71~)
5. ナシ	(2条のずれ)	§78 外交もしくは領事取扱所への申請提出
6. ナシ	(3条のずれ)	§79 郵便の方法での申請
7. ナシ	(4条のずれ)	§82 利害関係人への他の文書の提出
8. 第3節 予審		第3節 調査
9. §82 予審の領導		§86 調査の領導
10. ナシ	(5条のずれ)	§90 資料の提供もしくは証明の方式
11. ナシ	(6条のずれ)	§91 証明の未提供
12. §86 検査及びその他の措置の進行 ←		
13. ナシ	(5条のずれ)	§92 その他の部門が採用した措置
14. ナシ	(6条のずれ)	§93 前もっての証拠採取
15. ナシ	(7条のずれ) →	第2分節 検査及びその他の措置の進行 (条文デハナ

16.	ナシ	(8条のずれ)	§94	措置の採用	
17.	ナシ	(9条のずれ)	§95	利害関係人の通知	
18.	ナシ	(10条のずれ)	§96	利害関係人の鑑定人の指定	
19.	ナシ	(11条のずれ)	§97	鑑定人に提出する問題	
20.	第2分節	意見書	第3分節	意見書	
21.	第3分節	利害関係人の聴聞	第4分節	利害関係人の聴聞	
22.	§93	予審員の報告書 (10条のずれ)	ナシ		
23.	ナシ	(11条のずれ)	§104	補充措置	
24.	ナシ	(12条のずれ)	§105	調査員の報告書	
25.	ナシ	(13条のずれ)	§108	黙示の承認	
26.	ナシ	(14条のずれ)	§110	放出し及び放棄	
27.	ナシ	(15条のずれ)	§111	廃止	
28.	§97	消滅手続のその他の原因 (14条のずれ)	ナシ		
29.	ナシ	(15条のずれ)	§112	事後の不能もしくは用いないこと	
30.	ナシ	(16条のずれ)	§115	請願	
31.	ナシ	(17条のずれ)	§117	利害関係人の聴聞	↑ 規則 ↓
32.	ナシ	(18条のずれ)	§118	公開審議	
33.	§105	対象	←————→	§123	備えるべき内容
34.	§112	強制的公開→3項 (19条のずれ)	←————→	§131	公布の方式
35.	§119	廃止の発起		§138	廃止
36.	§124-3項	廃止行為の方式 (20条のずれ)		§144	廃止の手続
37.	ナシ	(21条のずれ)	§147	廃止の回復効の効果	
38.	§162	競争入札の免除 (20条のずれ)	ナシ		
39.	ナシ	(21条のずれ)	§183	公開入札募集の必要性	
40.	ナシ	(22条のずれ)	§188	仲裁条項	
41.	§167	自願仲裁 (21条のずれ)	ナシ		
42.	ナシ	(22条のずれ)	§189	補充法令	

2. マカオ行政手続法 (1994年)

多くの国家において、行政手続を規定する法律は日々増加し、裁判所に出訴し保護する制度の外に、市民に別の保護を提供する制度を提供すべきであり、この選択を行う。

実際、私人を行政手続に参加させることを許容することは必要であり、なかんずく私人と関係する決定をする段階においてそうであることを日ごとに示している。その権利を保障しその権利の行使をさせるためであり別の方式を増設することである。

この目標を貫徹するために、本「行政手続法典」はとりわけ次のことをもくろむ。

——公共の行政当局の組織及び活動を規範し、各部門の活動を合理化する。

——管理される者の権利及び正当な利益を尊重して、行政当局の意思の形成を規範する。

——各利害関係人と直接に関係する決定を行う時に、各利害関係人に参与を許し、有用で適時の意見徴収を行うことを確保する。

——官僚化を避け、各公共部門を民に親しませる。

——全体として行政活動の透明度と市民の権利の尊重を確保する。

それ故、この法典の施行により、行政手続の各段階が迅速かつ厳格に進行し、行政当局の活動が管理される者の権利義務に関連する時は、管理される者がそれに参与し、そのことにより市民と行政当局の距離を接近させる。

提供する解決方法の複雑性と多様性、さらに導入を更新することで、それ故に本法規の効力発生の延期により、各利害関係人にその法規の内容を知ることにより便利にようにした。

このことにより、

諮問委員会の意見を聴取した後に、

総督は「マカオ組織章程」第13条第1項、第31条第1項n号及び第4項の規定にもとづき、マカオ地区で法律の効力を有する条文を以下のように制定することを命ずる。

第1条 審査承認

「行政手続法典」を審査承認する、この法典はこの法令に付随する形式で公布し、この法令の構成部分である。

第2条 司法上訴の期間

8月29日第112/91号法律第16条が指す確定し執行力を有する行政の行為の司法上訴に属さないものに対しては、適用法令の規定にもとづき、45日の期間内にマカオ行政裁判所に提起しなければならない。

第3条 修正

「行政手続法典」は効力発生の日から2年以内に修正しなければならない、このためにこの法典を適用する時に得た、かつ修正に明らかに必要な資料を収集しなければならない。

第4条 廃止する規定

1927年4月12日第13458号命令、1927年8月1日第14020号命令及び3月23日第23/85/M号法令を廃止する。

第5条 効力開始

本法規は1995年3月1日から効力を生ずる。

1994年7月4日審査承認

公布を命ずる

総督 ウェイチリ

行政手続法典

第1部分 一般原則

第1章 導入規定

第1条 定義

1. 行政手続（「行政程序」）とは、公行政当局の意思を形成し表示するために、もしくは当該意思を執行するために行う一連の順序だった行為及び手続，を指す。
2. 行政文書（「行政卷宗」）とは、行政手続の行為及び手続を構成する文書全体，を指す。

第2条 適用範囲

1. 本法典の規定は、公共管理の行政活動を行う時に私人と関係をもつ公行政当局のあらゆる機関に、適用する。
2. 本法典の規定は、公共事業の特許を得た者が当局の権限を行使する時になす行為にも、適用する。
3. 本法典が定めた行政活動の一般原則は、行政当局が実行するあらゆる活動に、すなわちただ技術的もしくは私法上の管理者に属する活動を実行する、のに適用する。
4. 法律をとうして、本法典の規定は公益をはかる私人の機関が実行する活動に適用することができ、規則を通して、本法典の規定は内部行政手続に適用することができる。
5. 本法典の規定は、私人の保障に減少するまでの必要はなく、特別手続にも補充適用もする。

第2章 一般原則

第3条 合法性原則

1. 公行政当局の機関は、法律や法に従って、賦与された権限の範囲内で、

さらに当該の権限を賦与された一般目的に適合して、活動を行わなければならない。

2. 緊急避難の時で本法典がまだ規定していない規則によりなした行政の行為は、その結果が他の法では達せられないとしても、みな有効である。しかしながら損害を受けた者は関係行政当局の責任についての一般規定にもとづき、損害賠償を求める権利を有する。

第4条 公共の利益をはかり及び公民の権益を保護する原則

行政機関は公民の権利を尊重し及び法律の保護する利益を受ける下で、公共の利益を実現する権限を有する。

第5条 平等原則と適度原則

1. 私人と関係を持つ時は、公行政当局は平等原則を遵守しなければならない、管理される者の血統、性別、種族、言語、もとの居所、宗教、政治信条もしくは意識形態信条、教育、経済状況、社会的地位によって、特権を有し、恩恵を受け、損害をこうむり、もしくは権利を剥奪されもしくは義務を免除されない。
2. 行政当局の決定と私人の権利もしくは法律が保護する利益が衝突する時は、目標を達するに適當かつ適度に、当該権利もしくは利益に損害を与えることができる。

第6条 公正原則及び公正無私原則

公行政当局が活動を行う時は、公正及び公正無私的方式で、あらゆる関係発生者と相対しなければならない。

第7条 行政当局と私人の協力原則

1. 公行政当局の機関は、私人と緊密に協力して活動する時は、私人が適當に参与することを確保して行政職能を履行しなければならない。
このために、
 - a) 私人に必要な資料と解釈を提供し、
 - b) 私人が提唱する活動を支持及び励まし、さらにその提案及び資料を受理し、なければならない。

2. 公行政当局は提供する資料に責任を負わなければならない、すなわち当該資料は強制的に提供者に属させる必要はない。

第8条 参与原則

公行政当局の機関は、私人と関係ある決定をする時は、私人の参与を確保しなければならない、本法典の規定を通して関連する聴聞を確保しなければならない。

第9条 法定を行う原則

1. 行政機関は私人が機関の権限に属するあらゆる事項に提出するのに対して、決定を行う義務を有する、とりわけ、
 - a) 行政機関と直接に関係する事項に、
 - b) 合法性の維持もしくは全体利益の為に提出した請願、説明、異議声明もしくは提訴に、対してそうである。
2. 権限を有する機関は私人が行政の行為をなすように請求を提出した場合で、1年以内に、当該私人が同一理由で請求を提出した場合は、決定をする義務を有しない。

第10条 非官僚化原則と効率原則

公行政当局は部門が民に親しむことを目的として、脱官僚化の方式で、枠組を作り運用し、そのことにより迅速さを確保し、経済方式で効率的に決定を行わなければならない。

第11条 無償原則

行政手続は無償とする、ただし特別に法が規定すればその手続のその部分に費用を支払わなければならない、もしくは支払う行政当局は支出する者を除外しなければならない。

第12条 司法機関に訴える原則

私人が行政に関する司法機関に訴えることを保障し、このことにより行政上の司法争訟の法令を規定することに基づき、行政当局の行為の司法監察を可能として、私人の権利もしくは法律の保護する利益を守る。

第2部分 主体

第1章 行政機関

第1節 一般的規定

第13条 行政機関

本法典の効力を有する行政機関とは次のものを指す、

- a) 行政職務を執行する機関、
- b) 公務法人の機関及び公共団体の機関、
- c) 市の機関。

第2節 合議機関

第14条 委員長及び秘書

1. 各合議行政機関は1名の委員長と1名の秘書をもうけなければならない、もし法律が他の方式を規定しなければ当該機関を構成する構成員によりその同僚の中から選出する。
2. 合議機関の委員長は会議の開始と終了の宣告をし、各活動を指導し、法律を遵守し及び決議が規則に合致し、さらにその他の賦与された職務を担当する責任を有する。
3. 特別な情況が生じた場合、会議の中止もしくは繰り上げ終了が合理的であることを証明した時は、委員長はさらに決定の理由を付加することにより、中止もしくは繰り上げ終了することができ、関連する決定は会議録内に記載しなければならない。
4. 委員長もしくは委員長代行は、主催した合議機関が行った決議が違法であると考えれば、当該決議に司法上訴を行う権限があり、さらに裁判所に当該決議の効力の中止を請求する権限を有する。

第15条 委員長及び秘書の代行

1. いかなる合議機関の委員長及び秘書もそれぞれ委員の時間の最長及び

最短の委員が代行する，ただし法律が別に規定すればこの限りにではない。

2. 若干の委員が担当する委員の時間が同じ状況が生じたならば，委員長と秘書はそれぞれその内の最年長と最年少の委員が代行する。

第16条 通常会議

1. 法律の規定もしくは機関の決議がなければ，通常会議の期日及び時間は委員長が定める。
2. 定めた期日及び時間を変更するならば，合議機関の全構成員に告知し，その確実かつ適時に知ることを確保しなければならない。

第17条 特別会議

1. 特別会議は委員長の召集によって開催する，ただし特別の規定があればこの限りではない。
2. 少なくとも3分の1の委員が書面で委員長に召集を要求し，さらに討論を必要とする事項を指摘すれば，委員長は召集しなければならない。
3. 会議は要求提出の後15日以内に開催しなければならない，召集に関して少なくとも開催48時間前にそれをしなければならない。
4. 召集書内には明確かつ詳細に会議において討論する事項を列記しなければならない。

第18条 議事日程

1. どの会議の議事日程も委員長が決める，特別の規定がある他は，委員長は委員が議事日程に組入れるため提出する事項を，議事日程に組入れなければならない，ただし当該事項は当該合議機関の権限に属し，当該請求は少なくとも開会の5日前に書面で提出しなければならない。
2. 議事日程は少なくとも開会の48時間前に全構成員に交付しなければならない。

第19条 決議の対象

会議の議事日程に入れられた事項は，決議の対象となり得る，ただし通常会議で，少なくとも3分の2の構成員がその他の事項を即座に決議する

急迫性があると考えられる場合は、この限りではない。

第20条 公開会議

1. 行政機関の会議は非公開である、ただし法律が別に規定する時はこの限りではない。
2. 会議が公開しなければならない時は、開催する会議の期日、時間及び場所を公開し、利害関係人が少くとも開会48時間前に知るようになければならない。

第21条 会議召集規定の不遵守

会議召集の規定を遵守しないことにより違法性を生じた場合で、当該機関の全構成員が出席した会議で、会議を行うことに反対しない時は、補正したと見なす。

第22条 法定人数

1. 召集された状況で、法律が規定する過半数の表決権を有する構成員が会場に出席する場合は、合議機関は決議をすることができる。
2. 出席の構成員の数が必要とする数に及ばない時は、別の会議を召集しなければならない、ただし少なくとも24時間ははなれていなければならず、この時は表決権を有する構成員の3分の1の出席が必要なだけで、少なくとも3名なければならないが、決議を行うことができる。

第23条 表決の義務

法律に規定がないならば、会議に出席し表決を回避すべきではない合議機関のすべての構成員は、みな表決時に棄権することを禁ずる。表決時にはまず委員が投票し、最後に委員長が投票しなければならない。

第24条 表決方式

1. 決議はすべて記名表決方式で行う、ただし法律が別の規定をする場合はこの限りではない。
2. 何人かの行為もしくは資格の審議の決議については、みな秘密投票方式で行う。
3. 回避すべきもしくは自ら回避すべしと考える合議機関の構成員は、討

論及び表決の時に会場に同席できない。

第25条 決議が要求する多数

1. 決議は会議出席の構成員の絶対多数票で決まる、ただし法律が特定の多数か、もしくは相対多数で十分と規定すればこの限りではない。
2. もしも必要な絶対多数に至らず、さらに票数同一の状況にないならば、ただちに別の表決を行わなければならない、例えば当該状況を維持するならば、決議は次の会議まで移送する。次の会議において、相対多数を得れば十分である。

第26条 表決時票数が同数

1. 表決時に票数が同じならば、委員長の投票で決定する、ただし表決が秘密投票で行われる場合は除外する。
2. 秘密投票で行った表決の票数が同数の時はただちに別の表決を行わなければならない、票数同数の状況が維持されれば、決議は次の会議に移送する、次の会議の第1回表決で、票数同数の状況が依然変らなければ、記名投票を行う。

第27条 会議録

1. 会議ごとにみな会議録を作成し、その中に会議中に発生したあらゆる事情の概要を記載しなければならない、とくに会議の期日と場所、出席委員、審議事項、行った決議及び表決の方式及び結果を記載しなければならない。
2. 会議録は秘書が作成し、全委員にその会議の最後の段階か次の会議の開始の時に交付し採択する、採択後委員長及び秘書が署名する。
3. 合議機関が起稿された方式で会議録を採択することを議決するならば、その会議の間にすぐに起稿された方式で関連会議録を採択しなければならない。
4. 合議機関の決議は、関係会議録が採択するかもしくは署名の為め書きを行った後に、効力を生ずる。

第28条 否決票を会議録に記録

1. 合議機関の委員はその否決票、さらに当該票の理由の解釈を、会議録内に記載することを要求することができる。
2. 決議の中で否決しかつ投票の解釈声明を会議録に記録することを要求する者は、当該決議により生じ得る責任を免除される。
3. 他の行政機関に提供する意見の状況にあれば、当該決議は全部、投票の解釈声明に付属させなければならない。

第3節 権限

第29条 不可放棄性及び不可譲渡性

1. 権限は法律もしくは規則で規定し、放棄することも譲渡することもできない、ただし授権及び代行に関する規定に影響しない。
2. 賦与した行政機関の権限の保有の放棄もしくは行使の放棄を目的とした行為もしくは契約は、みな無効である、ただし授権及び類似のことに影響しない。

第30条 権限の確定

1. 権限は手続開始の時に確定する、ただし以後に発生する事実で変更することを気にする必要はない、ただし第3項の規定の場合を除外する。
2. 法律の変更も同様に気にする必要はない、ただし当該手続を受理する機関が消滅するか、再び当該権限を有しないか、もしくは当該機関が最初から当該手続を処理する権限を賦与されていないかその後に賦与されたかすれば、この限りではない。
3. 別の機関が区域に権限を有するよう変えた時は、上述の手続の書類は当該機関に送付しなければならない。

第31条 審理前の先決問題

1. 最終決定を行うことがある問題の決定を行うことか、この決定を行う権限が別の行政機関もしくは裁判所に属するならば、当該最終決定を行う権限を有する機関は、当該権限を有する行政機関もしくは裁判所が決定を行う前に、当該行政手続を中止しなければならない、ただしただち

に当該事項を解決しないと重大な損失をもたらすならば、この限りではない。

2. 次の情況にあれば、当該中止は終結である、

a) 当該審理前の先決問題に決定をなすことは利害関係人が請求を行うが、当該利害関係人がその行政手続後30日以内に中止の通知を得たときは、権限を有する行政機関もしくは裁判所に請求を提出しないか、又は当該先決問題を審理するために提起する手続が利害関係人の錯誤が原因で30日を越えて進行を停止する場合。

b) その後発生した事情により、当該事項をただちに解決しないと重大な損失を生ずる場合。

3. 行政手続の中止を宣告しないか、中止がすでに終結したので、行政機関が先決問題を審理すべきである、ただし当該手続内でなす関連する決定は、当該手続の外ではいかなる効力も生じない。

第32条 地域の権限衝突

地域の権限で疑問がある時は、衝突に対して決定を行う部署としては、機関所在地で当該事項を適切に解決するのに比較的有利な機関を、権限を有する機関として指定しなければならない。

第33条 権限の検査

1. 行政機関は何かの決定をする前に、まず自ら関連問題に審理の権限を有することを肯定しなければならない。

2. 行政機関は職権により自ら無権限を提出しなければならない、利害関係人も機関に対して無権限を指摘して論争を行うことができる。

第34条 無権限機関への申請提出

1. 私人が許され得る誤りによって、定められた期間内に、無権限の機関に申請、請願、異議の声明もしくは審査請求を提出した時は、当該機関は職権で関係文書を権限を有する機関に移送し、さらにその事を当該私人に通知しなければならない。

2. 私人は機関の権限の錯誤に対して、みな許し得ると見なす、しかし行

政機関は理由説明を付した決定を通して、当該私人がどの行政機関で権限を有するかをすでに知っていることを証明し、さらに無権限の機関に関連の申請、請願、異議の声明もしくは審査請求を提出し、その動機は遅延させることだけであることを証明できる場合は、この限りではない。

第4節 授権及び代行

第35条 授権

1. 通常、特定の事務に決定をなす権限を有する行政機関は、授権行為によって、別の機関もしくは行政当局の職員に同一の事務で行政の行為をなすことを許容することができる、ただし法律が行政機関の当該資格を賦与する場合に限る。
2. 資格を賦与する法律の有無を論じなくても、特定の事務で権限を有する行政機関はいつでも授権行為によって、その直接に下級の、補佐もしくは代行者に一般管理行為をすることを許容することができる。
3. 前項の規定は合議機関が委員長に授権する状況に適用する。

第36条 転授権

授権者は授権を得た者が権限を転授権することを許可することができる、ただし法律が別の規定をする場合は除外する。

第37条 授権行為の要件

1. 授権行為もしくは転授権行為においては、授権機関もしくは転授権機関は詳細に授権するもしくは転授権する権限を指定するか、又は被授権者もしくは被転授権者が行うことのできる行為を指定しなければならない。
2. 授権行為もしくは転授権行為は「マカオ政府公報」にて公布しなければならない、地方行政当局に属するならば、通常の告示場に張り出さなければならない。

第38条 授権もしくは転授権を得る者の資格への言及

授権を得た機関もしくは転授権を得た機関が授与されたもしくは転授与

された権限を行使する時は、授權を得た機関もしくは転授權を得た機関に言及しなければならない。

第39条 授權者もしくは転授權者の権限

1. 授權機関もしくは転授權機関は、授權を得た者もしくは転授權を得た者に対して、授權されたもしくは転授權された権限をいかに行使すべきかを説明するよう拘束力を有する指示を発することができる。
2. 授權機関もしくは転授權機関は回収権を有し、かつ第123条第2項の規定にもとづき授權を得た者もしくは転授權を得た者が行った行為を廃止する権限を有する。

第40条 授權もしくは転授權の消滅

授權もしくは転授權は次の理由により消滅する。

- a) 授權行為もしくは転授權の行為の廃止により、
- b) その効果が完了し失効したことにより、
- c) 授權機関の担当者もしくは授權を得た機関の担当者の変動したことにより、又は転授權機関の担当者もしくは転授權を得た機関の担当者の変動したことにより、ただしこの場合は、授權行為とそれ自身、明らかにそれと相反する規定が存するならば、この限りではない。

第41条 代行

職務の担当者が不在か、欠員もしくは都合により職務を見ることができない時は、法定代行者がこれに代る、法定代行者が無いときは、被代行者が指定する機関もしくは行政当局の職員がこれに代る。ただし特別法が上述の場合に別の規定をするときには除外する。

2. 代行で職務を執行する時は、被代行者が授与するか転授与する権限の行使を含む。

第5節 管轄権、職責及び権限の衝突

第42条 衝突を解決する権限

1. 管轄権の衝突は、法により権限を有する裁判所が解決する。

2. 異なる法人の機関にわたる職責の衝突は、司法上訴により、行政裁判所が解決をする。
3. 権限の衝突は、衝突する各機関に監督管理権を行使する上級の機関のうち最も下級の機関が解決する。

第43条 衝突の行政解決

1. 権限の衝突に対しては、いかなる利害関係人も権限を有するものに対して決定を行うのに理由を説明することの申請を付し、解決することを請求することができる。衝突する機関はその衝突を知った後は、ただちに職権で解決の請求を提出しなければならない。
2. 衝突する機関が立場を表明しないならば、衝突を解決する権限を有する機関は当該機関の意見を聴取し、30日以内に決定を告示しなければならない。

第6節 公正無私の保障

第44条 回避の情況

1. 次の場合は、公行政当局の機関の担当者もしくは職員は、行政手続又は行政当局の公法上もしくは私法上の行為もしくは契約に、参加することはできない。
 - a) 本人、もしくは他人の代理人もしくは無因管理人として、上述の手続、行為もしくは契約と利害関係を有する者、
 - b) 配偶者、直系の親族もしくは姻族、2親等内の傍系の親族ないし姻族、共同経済の下で生活する者、もしくは他人の代理人で上述の手続、行為もしくは契約と利害関係を有する者、
 - c) 本人、他人の代理人で、決定をなすべき問題と類似の問題に利害関係を有するか、この情況が上述の項を含む人に、生ずる者、
 - d) 以前に鑑定人もしくは受託人の身分で当該手続に参加したか、もしくは以前に解決しようとする問題に意見書を作成した者、
 - e) 配偶者、直系親族もしくは姻族、2親等内の傍系の親族もしくは姻

族，共同の生経にある者等，以前の鑑定人もしくは受託人の身分で当該手続に参加した者，

f) 利害関係人もしくはその配偶者が提起した訴訟の相手方の機関の担当者もしくは職員，その配偶者もしくは直系親族をついた者，

g) 当該機関の担当者もしくは職員に対する，又，b号が指す者が行ったもしくは参加して行った決定に対する審査請求者，

h) 経済利益もしくは類似の利益を保護する問題に関係する団体の構成員の私人，もしくは当該機関の担当者もしくは職員もしくは当該団体の構成者。

2. 前項e号の場合，配偶者，親族もしくは姻族，当該機関の担当者もしくは職員が任用される前に，もしくは当該回避理由を有する者が当該手続，行為もしくは契約に参加するよう指定される前に，すでに当該委任の履行を開始したなら，前項e号の回避を生ずる；その他の場合は，受託人が代理権を行使することを禁止する。

第45条 回避の論争と宣告

1. 行政当局のいかなる機関の担当者もしくは職員に回避の理由が生じたことが明らかになれば，情況に即して定めて，当該機関の担当者もしくは職員はその事実をただちに関係上級機関もしくは指導権を有する合議機関の委員長に告げなければならない。
2. 確定の決定を公表するかもしくは行為をなす前に，いかなる利害関係者も回避の宣告を申請することができ，そして申請の時に回避理由を構成する事実の状況を詳細に説明しなければならない。
3. 上級機関及び合議機関の委員長は回避すべき情況があるか否かを審理する権限を有し，かつ回避の宣告をする権限を有する，必要と考えれば，関係ある機関の担当者もしくは職員の意見を聴取しなければならない。
4. 合議機関の委員長を回避すべきか否かについては，当該機関自らが委員長が参加しないところでそれに付随する事項を決定する権限を有する。

第46条 回避論争の効力

1. 機関の担当者もしくは行政当局の職員は前条第1項が指す告知の後、もしくは前条2項が指す申請を知った後は、ただちにその手続中に行っている活動を中止しなければならない、それはそれに付随する事項を決定する時にやむ、ただし上級機関がそれに反する命令をすれば、この限りではない。
2. 緊急事態もしくは危険な状況においては、第44条第1項の規定にもとづき回避の理由を有する者は、遅延せず行うというに措置をしなければならない。

第47条 回避宣告の効力

1. 機関の担当者もしくは行政当局の職員を回避すべしと宣告した後は、その手続においては関係する決定代行者がその機関の担当者もしくは職員の代りをしなければならない、ただし上級機関がその問題を取消す決定をする場合は除外する。
2. 合議機関に属するか、又は代行者がないかもしくは代行者の指定が不可能ならば、当該機関は回避すべき構成員が参加しないところで運営する。

第48条 自発的回避及び回避申立ての根拠

1. 命令できる者（「可令人」）が機関の担当者もしくは行政当局職員の無私もしくはその行為の正直に関する情況に疑いをいだくことに理由があることが生じた時、とりわけ以下の情況の時は、当該機関の担当者もしくは職員は関係手続に参加するのを免除することを請求することができる、
 - a) 直系親族もしくは姻族、3親内の傍系親族もしくは姻族、当該機関の担当者もしくは職員が後見するか補佐する者、配偶者が後見するか補佐する者等の者、もしくは他人の代理人として、当該手続に利害関係を有するとき、
 - b) 当該機関の担当者もしくは職員、又は、その配偶者もしくは直系の親族もしくは姻族が、当該手続、行為もしくは契約に直接の利害関係を

有する自然人もしくは法人の債権者もしくは債務者のとき、

c) 手続開始前もしくはその後に、機関担当者もしくは職員、又はその配偶者、直系親族もしくは姻族で贈り物を受取ったとき、

d) 機関の担当者もしくは職員、又はその配偶者が、当該手続、行為もしくは契約と直接の利害関係を有する人と重大な仲たがいもしくは極めて親密な関係にあるとき。

2. 利害関係を有する者はみな類似の根拠により確定する決定の宣告前に、回避申立てを、当該手続、行為もしくは契約に参加する機関の担当者もしくは職員に、提出することができる。

第49条 請求の作成

1. 前条で指す状況において、請求に関し審理の権限を有するものに請求を提出し、かつ当該請求が合理的であることを証明することのできる事実を確実に指摘しなければならない。
2. 請求を受けるものが請求を決定するのに書面でしなければならない時は、機関の担当者もしくは行政当局の職員の請求は書面で作成する。
3. 請求を手続、行為もしくは契約と利害関係を有する者がなす時は、請求が相手とする機関の担当者もしくは行政当局の職員の意見を聴取しなければならない。

第50条 自発的回避もしくは回避申立てへの決定

1. 自発的回避もしくは回避申立てに対して決定する権限は、第45条第3号及び第4号の規定が定める。
2. 当該決定は3日の期間内に宣告しなければならない。
3. 当該請求の理由の承認が成立した後は、第46条及び第47条の規定に従って処理しなければならない。

第51条 処分

1. 回避しなければならない機関の担当者もしくは行政当局の職員が行為もしくは契約に参加すれば、一般規定にもとづき取消することができる、但しその他の処分を特別に規定するときは除外する。

2. 第45条第1項が指す告知の義務で告知しない時は、重大な紀律違反を構成する。

第2章 利害関係人

第52条 行政手続への参加

1. あらゆる私人はひとしく自ら行政手続に参加する権利を有するか、もしくは行政手続の中で代理もしくは補助される権利を有する。
2. 手続に参加する能力は民法が規定する行為能力を基礎及び規準とし、さらに民法は手続に参加する能力が無いものの補充にも適用する、ただし特別の規定があれば除外する。

第53条 正当性

1. 権利もしくは法律が保護する利益を行政当局が実行する活動により侵害された者は、行政手続を開きそれに参加する正当性を有する。
2. 行政の行為がなされて後、何ら留保することなく明示的もしくは黙示的に当該行為を受入れた者は、異議の声明や審査請求を提出することができない。